

公式企画の実施に当たり基本的人権擁護等の観点から留意すべき事項に関するガイドライン

2012年（平成24年）12月21日

改訂 2023年（令和5年）3月17日

日本弁護士連合会

第1 ガイドライン作成の目的

このガイドラインは、日本弁護士連合会（以下「当連合会」という。）が主催や共催する公式行事の内容、又は、当連合会がその名の下に編集・発行する公式印刷物（電磁データ等を含む。）の内容等において、弁護士の社会的使命である基本的人権擁護の趣旨に反するもの、基本的人権擁護の観点から違和感を生じさせるもの、公平性・公正性（equity）¹の視点が欠けているもの及び弁護士の品位を損なうものが含まれないよう、当該公式行事や公式印刷物（以下これらをまとめて「公式企画」という。）の企画・実施を実際に担う実行委員会等が留意すべき事項について指針を示すことを目的とする。

第2 公式企画の実施に当たり留意すべき事項

1 少数者の人権に対する配慮

公式企画の実施に当たっては、その内容等に、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という、弁護士の社会的使命に反する内容が含まれないよう留意する。特に、外国人等を含む、少数者の人権に意識的に配慮する。外国人を始めとする少数者に対してステレオタイプな表現をするなど、少数者を排斥していると受け止められかねない表現を避け、公式企画においては少数者の参加を容易にするために案内や配布物等において工夫をする。

ただし、本項は、あくまで少数者の人権への配慮を求めるものであって、反対意見の存する事項について、公式企画においてこれを取り扱えないこと等を意味するものと解釈されてはならない。

2 当連合会の宗教的中立性の確保に対する配慮

(1) 公式行事における宗教との関わり方に関する配慮

¹ DE&I（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の要素であり、一人ひとりの個性に応じて、情報・ツールやリソースの提供、制度の策定等により、誰もが公平に活躍できる機会を得られる環境を調整することをいう。

公式レセプションや公式懇親会（以下「懇親会等」という。）のアトラクションにおいて、宗教由来の芸能を実施したり、公式観光において宗教関連の文化的遺産の見学を実施したり、体験したりする企画をする場合に、当該芸能や文化的遺産の基盤となる特定の宗教に過度に関わったり、これを当連合会が援助・助長するとの誤解を与えるものにならないよう留意する。

(2) 公式印刷物における表現の中立性に関する配慮

社寺等の宗教施設を文化財として公式観光等の対象とする場合に、その案内等のための印刷物作成に当たっては、「参拝」等、参加者が宗教に主体的に関わるかのごとき表現を避け、当連合会としての公式企画の位置付けが宗教目的ではなく、見学又は観光等の目的であることが明確となるよう留意する。

3 当連合会の男女共同参画に対する配慮

企画のあらゆる場面において、これまでの慣習や伝統・文化、又は場を和ませる等の名目で、女性の人権に対する配慮がないがしろにされていないかについて、男女共同参画社会にふさわしい、意識的な配慮がなされるべきである（なお、性的少数者に対する配慮は項目6を参照。）。

(1) 企画の人的構成におけるジェンダー・バランスへの配慮

公式企画における人的構成や役割分担等（登壇者等を含む）については、可能な限り、ジェンダー・バランスを保ち、固定的な性別役割に依拠しないよう留意する。

(2) 企画内容に関する配慮

① シンポジウム等で実施される寸劇等の企画及び実施に際しての配慮

企画の本旨と関係なく、参加者の関心を引き、笑いをとるなどの目的であっても、セクシュアル・ハラスメントを肯定的に表現したり、固定的な性別役割分業を想起させる言動を含めたりするなど、品位を欠き、女性の人権等をないがしろにするような内容が盛り込まれないよう留意する。

② 女性に対する人権侵害と表裏の関係に立つ遊郭関連文化への配慮

売春防止法施行に伴い遊郭も廃止されたが、管理売春は名称や形態を変えて残存し、アジア諸国からの人身取引等を含む女性に対する人権侵害が今も継続している実情に鑑み、遊郭を彷彿とさせる文化の鑑賞等を公式企画に取り入れることについては、今なお続く女性の人権侵害の歴史と表裏一体であることに思いを致し、慎重を期するよう留意する。

(3) 性別にかかわらず参加しやすい公式企画とするための配慮

① 接客社交従事者（コンパニオン等）に対する違和感への配慮

女性会員等が懇親会等の参加をためらったり、参加した会員が違和感を抱いて懇親の実をあげられなかったりすること等の弊害を避けるため、ホステス・コンパニオンその他名義名目を問わず、原則として接客社交従事者を利用しない。会場の人手不足等によりやむを得ず利用する場合には、接待行為をさせることなく給仕にとどまるよう、服装も含め留意する。

② アトラクション等の態様に対する配慮

懇親会等で実施するアトラクション等について、性的側面が強調されるなど、企画の品位を害し、参加者が違和感を抱くようなものとならないよう留意する。また、伝統文化の名の下に、性差別や性的搾取が肯定的に扱われること等がないように留意する。

③ 運営におけるジェンダーへの配慮

女性会員のみが受付や来賓の世話役をしたり、飲食の準備や後片付けをしたり、花束を渡すなどの、伝統的固定的な性別役割に依拠している印象を与えることのないよう留意する。

(4) 飲食店情報等の配布への便宜供与に伴う配慮

地元会員有志等の要請により、公式企画参加者を対象とした飲食店情報等について、会場での配布を認めるに当たっては、当連合会が配布の便宜を図るにふさわしい品位を保持し、性別にかかわらず利用しやすい店舗の情報とする等の配慮を求めるとともに、配布方法が、公式資料と誤認・混同されることのないよう留意する。

(5) 公式印刷物（チラシ・パンフレット）等における表現方法への配慮

① 公式印刷物に、漫画・挿絵・写真・文章等を掲載するに際しては、掲載される人物が正当な理由なく一方の性に偏ったり、固定的な性別役割分業を想起させたりするものとならないよう留意する。

② 公式印刷物に、必然性もないのに露出度の高い人物の画像を使用するなど、アイキャッチャーとして、性的側面を強調しないよう留意する。

(6) ジェンダー統計の重要性

社会に厳然とした男女格差が存在する現状におけるジェンダー統計の重要性に鑑み、性別統計の取得や分析に努める。

4 公害・環境問題に対する配慮

(1) 地球温暖化防止及び脱原発に向けた節エネルギーへの配慮

公式企画の会場内では、冷暖房設備の温度設定を適正に保ち、不要時はスイッチを切る、待機電力の使用を削減するなど節エネルギーに努める。

(2) 資源循環型社会の構築への配慮

- ① 公式企画の会場内では、ゴミの削減、分別回収に努める。特にプラスチック包装容器の使用を削減するべく、マイボトルの持参を推奨する。
- ② 公式印刷物の作成に当たっては、できる限り再生紙を使用し、また、電磁データの活用等によりペーパーレス化を推進し、使用紙数の節減に努める。

(3) 来場者の健康への配慮

- ① 公式企画の会場は原則として禁煙とし、喫煙場所を設ける場合は、分煙を徹底するよう留意する。
- ② 化学物質・電磁波等に敏感な人々の参加が見込まれるような公式企画については、できる限り、会場内における化学物質・電磁波等の削減に努める。

(4) 生態系・都市環境保全等への配慮

- ① 公式企画会場の選定に当たっては、できる限り、建設に際して生態系や都市環境等を配慮した会場を選定する。ただし、建設に際して生態系や都市環境等が破壊された場所について、問題の所在を参加者に周知する目的等をもって選定する場合はこの限りでない。
- ② 公式企画会場の選定に当たっては、できる限り公共交通機関によってアクセス可能な場所を選定する。

5 高齢者・障がい者に対する配慮

(1) 公式企画の実施に際しての自立支援や権利擁護の観点からの配慮

高齢者・障がい者問題をテーマとするものはもちろん、そうではない公式企画についても、高齢者・障がい者の自立支援や権利擁護の観点から、差別的な内容と受け止められないことがないよう留意する。

(2) 公式企画における、具体的支援策に関する配慮

当連合会が主催又は共催する公式企画は、広く社会に参加を呼び掛ける行事である以上、社会で生活する様々な障がい特性を有する障がい者が参加することも前提とされなければならない。したがって、公式企画の開催に際しては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」施行に伴い、当連合会が策定した対応要領に基づき、以下の事項に十分留意する必要がある。

- ① 公式企画の会場の選定に当たっては、参加対象者が利用しやすいような、バリアフリートイレ等の設備のある会場を選定することとし、設備が不十

分な場合は補充又は代替策を講ずるよう努める。

- ② 会場への案内については、会場までの誘導員や、会場での案内員を配置するよう努める。
 - ③ 会場内では、高齢者・視覚障がい者・聴覚障がい者・車椅子使用者ほか、障がい等の程度及び態様に応じた案内・通訳・資料提供等ができるよう、会場の設営・座席配置及び運営等の全般において、合理的配慮を行う。
- (3) 以上に加えて、公式企画の実施に先立ち、対応要領を会員・弁護士会に周知すること、対応要領の周知のための研修を実施することも求められる。

なお、以下に公式企画の主催者として標準的に準備すべき事項を示すが、合理的配慮の提供は、障がい者それぞれのニーズに合わせて提供されることが重要であるため、当該障がい者が必要とする配慮を傾聴し、過重な負担とならない限り、当該障がい者が必要とする合理的配慮を提供しなければならない。また下記の事項は、高齢者の身体状況に応じては妥当することがあるため、併せて留意が必要である。

① 身体障がい者

- ・車椅子使用者がアクセス可能な設備（スロープ、エレベーター、バリアフリートイレ等）を備えたバリアフリー会場を選定する。
- ・公式企画をチラシ・ウェブサイト・SNS等で広報する場合には、車椅子使用者がアクセス可能な設備（スロープ、エレベーター、バリアフリートイレ等）を備えたバリアフリー会場であることを記載する。
- ・車椅子使用者の席とするため、会場内に車椅子使用者が利用可能なスペースを確保し、介助者のための椅子も併せて用意する。

② 視覚障がい者

- ・公式企画をチラシ・ウェブサイト・SNS等で広報する場合には、配布される資料は、点字版及びテキストデータの提供準備があることを記載する。
- ・公式企画において配布される資料については、点字版及びテキストデータの提供を準備する。
- ・公式企画において配布される資料については、多様な色覚を持つ人に配慮して、できるだけ全ての人に情報が確実に伝わるようなデザイン（カラーユニバーサルデザイン）を採用する。
- ・受付において氏名等の記載を求める場合には、当該障がい者の意向に従い、主催者又は同行者が代筆を行う。
- ・当該障がい者が質問票を提出したい場合には、当該障がい者の意向に従

い、主催者又は同行者が代筆を行う。

- ・主催者スタッフによる座席までの誘導を行う。

③ 聴覚障がい者

- ・公式企画をチラシ・ウェブサイト・SNS等で広報する場合には、当日は手話通訳及び文字表示（音声認識アプリを活用する文字通訳や要約筆記による表示等）がある旨並びに問合せ先・申込先のメールアドレス又はFAX番号を記載する。
- ・公式企画において、手話通訳及び文字表示（音声認識アプリを活用する文字通訳や要約筆記による表示等）を用意する。
- ・会場前方等に、手話通訳及び文字表示（音声認識アプリを活用する文字通訳や要約筆記による表示等）を利用する者の優先席を確保する。

6 性的少数者に対する配慮

(1) 性的少数者の参加があり得ることへの配慮

人の性的指向や性自認は多様であること、性的少数者の参加が常にあり得ることに留意する。

(2) 公式企画の内容及び運営上の配慮

性的少数者の存在を面白おかしく実演するなど、性的指向・性自認を含む性の在り方（セクシュアリティ）が多様であることと相反する内容とならないよう、また、性的少数者が差別されたと感じるような発言・内容とならないよう、留意する。

(3) 公式行事の会場選定等における具体的な配慮

性的少数者の多数の参加が見込まれる公式企画のための会場の選定に当たっては、法律上の性別と社会生活上の性別が異なったり、見た目上男女いずれと判断されるかが分かりにくかったりするなどのために、男女別のトイレ等を利用しづらい参加者が利用しやすいトイレ（いかなる性別でも利用できるトイレ）のある会場を選定することに配慮する。

いかなる性別でも利用できるトイレ（男女別ではないトイレ）がない場合は代替策（男女別のトイレのうち1つを男女いずれでも入れるようにする、会場内がない場合は近くの男女別ではないトイレを案内するようにするなど）を講ずるよう努める。

性的少数者の多数の参加が見込まれるとはいえない公式企画においても、男女別のトイレを利用しづらい参加者が参加しやすくなるよう、いかなる性別でも利用できるトイレ（男女別ではないトイレ）のある会場を選定したり、

代替策を講じたりするよう努める。

(4) 公式印刷物（チラシ・パンフレット）等における表現方法への配慮

公式印刷物に、漫画・挿絵・写真・文章等を掲載するに際しては、性的指向や性自認の多様性に配慮するとともに、固定的な家族像にとらわれず、同性カップルの家庭等を含む、様々な家族の在り方を尊重するものとなるよう留意する。

(5) アンケートに関する配慮

公式企画で参加者アンケートを実施するに当たっては、性的少数者に配慮し、性別欄を設ける場合には、「回答は任意」である旨を明示するほか、自由記載とするなどの適宜の方法により、性別違和のある参加者等も回答しやすいよう留意する。

また、アンケート全体について、性的少数者の存在を無視することなく、人の性的な在り方は多様であることを前提としたものとする。

7 公式企画の参加対象者に対するその他の配慮

(1) 保育の必要な子がいる参加者に対する配慮

保育の必要な子がいる会員・市民の参加が見込まれる企画においては、できる限り保育の確保に努めるとともに、保育が可能な場合には、企画の事前広報（チラシ等）において、周知する。

なお、保育の実施に際しては、安全の確保に努めるとともに、保育業者の選定に当たっては、原則として損害保険に加入していることを要件とする。

また、授乳室の設置を検討する。

(2) 公式企画の開催日時に関する配慮

会員向けの公式企画の開催については、会員の弁護士会活動や弁護士業務と、介護・妊娠・出産・育児等の家族的責任等のワーク・ライフ・バランスの確保に留意し、対象者の参加しやすい曜日や時間帯となるよう配慮に努めるとともに、所属弁護士会・法律事務所・自宅等での参加を希望する会員に応えられるよう、オンライン化・DVD化等、必要な工夫をするよう努める。

(3) 参加者のプライバシーへの配慮

会場内での撮影や録音を予定する場合には、参加者やパネリスト等のプライバシーに配慮する。

第3 実効性の確保方法

1 実行委員長等の役割

公式企画の実行委員長等（実行委員会、運営委員会、特別委員会、本部等の長）は、企画の遂行に当たり、次の事項に留意すること。

(1) 集团的検討の重要性

全ての企画について、担当者任せにせず、事前に実行委員会等に諮って、公式企画が本ガイドラインに沿ったものであるかを集团的に検討し、問題となり得る事項が把握されたときは、速やかに対処する。

(2) 関連団体・業者等への周知の必要性

共催団体、現地実行委員会等の関連企画主体のほか、ホテル・料亭、芸能社、観光業者、観光訪問先、デザイナー・印刷業者ほかの関連業者等に対しても、事前に当連合会の基本的人権擁護の立場を明らかにし、本ガイドラインを示すなどして、基本的人権等に関する留意の必要性を周知・徹底する。

(3) 企画内容の十分な把握の必要性

芸能社・観光業者等の部外者に企画の一部を委託した場合、本ガイドラインの趣旨とかけ離れた予想外の展開となる危険性があるため、事前に、具体的な内容にわたるまで十分に把握し、適宜必要な指導等をしておくよう留意する。

2 会長・事務総長の役割

(1) 本ガイドライン実現における会長の役割

会長は、本ガイドラインの要請する施策を実現するために、特別の予算措置や人員の配置が必要であると認められる場合は、企画責任者と協議の上、予算上及び人事上の措置を講ずるよう努める。

(2) 本ガイドライン周知における事務総長の役割

事務総長は、当連合会が公式企画を承認するに当たり、当該実行委員長等となるべき者に、本ガイドラインを参照するよう告知するなど、本ガイドラインが、公式企画において尊重されることを実質的に保障するための、有効な方策を採るよう留意する。

第4 自主的点検の確保と運用に当たっての姿勢、適用範囲等

1 自主性の確保と基本的人権擁護の視点

本ガイドラインは、各実行委員会等の企画者において自主的に、企画中の案件につき「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という弁護士の社会的使命や公平性・公正性（equity）の視点、弁護士の品位の保持の視点から自己点検を求めるものである。

本ガイドラインは、基本的人権の侵害となる企画とそうでない企画の限界を設定しようとするものではなく、「当連合会の企画とされるからには、より人権感覚に敏感な法律専門家の集団らしい企画であるべきである」との観点に基づくものである。したがって、本ガイドラインの運用に当たっては、「どこまでが許される範囲か」という消極的な姿勢で、限界点を追求するのではなく、別途定めるチェックリストを活用するなどして、上記観点から、「どのような企画がより相応しいか」「より参加しやすいか」等の積極的な姿勢での自主的な点検が望まれる。

2 本ガイドラインの適用範囲等

(1) 適用範囲は当連合会の公式企画に限定される

本ガイドラインは、「当連合会が主催又は共催する」「公式企画」に関するガイドラインである。したがって、当連合会の主催・共催でない企画や私的な企画・私的娯楽等に関して、適用されるものではない。

(2) 一般市民や業者との関係

本ガイドラインは、「当連合会の公式企画の在り方」について検討を求めるものであって、企画関係者の職業選択の自由や表現の自由、文化の価値評価等に立ち入るものではない。「当連合会の公式企画として実施するにふさわしいものであるか」という観点からのみの検討を求めているものである。

以上